

# 女性活躍・少子化対策の 加速に向けて

平成27年6月1日

有村臨時議員提出資料

# 女性活躍の意義

- 2003年に2020年30%目標を設定しながら十分でなかった動きが、第2次安倍内閣以降急速に拡大。機運がこれまでになく高まり、日本社会が明らかに変わり始めた。

## ○全国的・国際的な機運の醸成

- WAW!開催(2014年9月、2015年度も開催(8月))
- 2020年30%目標設定後9年(2003年→2012年)と直近2年(2012年→2014年)の関連記事数(年平均)
  - ・「女性活躍」が記載された記事数  
約95件 → 約2,464件 (約26倍)
  - ・「女性」と「指導的地位」が記載された記事数  
約58件 → 約832件 (約14倍)
  - ・「ワークライフバランス」が記載された記事数  
約1,233件 → 約1,766件 (約1.4倍)

## ○官民における取組が加速

- 2015年の国家公務員総合職採用者に占める女性割合は34.3%となり、過去の最高値(24.6%(2013年))から約10ポイントも上昇
- 経団連435社(会員企業の33.1%)が自主行動計画を公表(2015年4月)
- 「女性活躍推進法案」を国会に提出、現在、審議中

- 我が国経済社会を持続的発展につなげていくため、この機運の高まりの中で、女性活躍の動きを更に加速していくことが必要。

⇒ **女性の活躍は、女性だけでなく、日本社会の在り方を変える**

人口減少(とりわけ労働生産人口の減少)下での持続的経済成長

社会の課題解決に資する女性の層を厚く

男女ともに暮らしやすい社会の実現(長時間労働の是正等)

少子化対策・子育て世代への積極支援(WLBの実現等)

# 女性活躍の加速に向け重点的に取り組むべき方向性

## 指導的地位30%に向けた女性参画拡大

- ・女性活躍推進法(※)の着実な推進

※現在、国会で審議中

## 最大の潜在力たる女性の更なる活躍推進

- ・働きたい人が働きやすい中立的な税・社会保障制度等
- ・キャリアの断絶防止（復職・再就職支援等）、働き方改革（長時間労働の是正等）
- ・ワーク・ライフ・バランス等に取り組む企業を公共調達で評価

## 科学技術立国を支える女性の理工系人材等の育成

- ・産学官連携による女性の理工系人材の一貫した支援
- ・女性医師（産科医等）の活躍促進

## 国際機関等で活躍する日本人（女性）の増加

## 男性の家事・育児など家庭生活における主体的参画の促進

- ・男性の産後休暇・育児休業の取得促進
- ・部下の家事・育児等への参画に配慮できる上司が評価されるような人事制度の普及促進、意識改革

## 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備

- ・ひとり親家庭支援
- ・「マタハラ」などハラスメントの根絶
- ・性犯罪対策の推進

## 女性の暮らしの質の向上

- ・女性にとって快適・安全な空間づくり
- ・問題・課題を抱えた女性への情報提供
- ・妊娠、出産、子育て等に係る支え合い

# 少子化対策の更なる拡充について

## 我が国の少子化は危機的状況

(年間出生数) 団塊ジュニア世代は約200万人(現在40代前半) ⇒ 約100万人(2014年推計)  
(晩産化の進行) 女性の第1子出産平均年齢 26.4歳(1980年) ⇒ 30.4歳(2013年)  
夫婦の持つ子供の数の平均 2.19人(1977年) ⇒ 1.96人(2010年)

## 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)を策定

- ① 今後5年間で少子化対策**集中取組期間**として、**直ちに取り組み** ⇒ 政策を効果的かつ集中的に投入
- ② 新たに重点課題を設定：**子育て支援、結婚支援、多子世帯支援**等
- ③ **男性の意識改革、ワーク・ライフ・バランス**を強力に推進

## 少子化対策の拡充が必要

- ① 幼稚園・保育所等の無償化の範囲の拡大の検討等の**多子世帯支援**について大胆な政策を展開
- ② 本年4月から子ども・子育て支援新制度がスタート。更なる「量的拡充」・「質の向上」を図るための**1兆円超の財源確保**
- ③ 少子化対策、子育て支援は**我が国の未来のために必要不可欠**。財政健全化の検討に当たっても、今後の追加的な歳出の増加要因として考慮

<国民の理解や社会全体の前向きな機運の醸成>

- 結婚・妊娠・出産・子育てに温かい社会の実現に向け、社会全体で取組を推進する。
- 2020年までに少子化のトレンドの反転を目指す。

# 參考資料

# 「暮らしの質」向上検討会提言 概要

## 【経緯】

「すべての女性が輝く政策パッケージ」に基づき、「暮らしの質」向上プロジェクトの一環として、有村女性活躍担当大臣の下、有識者よりなる検討会を開催。

※「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) 抄  
すべての女性が輝くためには、女性の「暮らしの質」を高めることが重要である。(中略)女性の視点からみた日々の暮らしの悩みや不便などを解決するための方策について、すべての女性が輝く社会づくり本部において、今後具体的な検討を進め、逐次、できるものから実施する。

## 【概要】

- I 総論 : すべての女性が輝くためには、生き生きと暮らす環境が大切。  
女性の持つ力が社会で積極的に評価されることにより、我が国社会が持続可能な社会に変化していくことが可能。
- II 各論 : 3つの分科会で行った議論の結果を取りまとめ。

### 空間づくりについて

#### 【トイレ】

(女性が暮らしやすい空間へと転換する象徴)

⇒「ジャパン・トイレ・チャレンジ」の実施

- ・トイレの快適性・清潔性・安全性  
(待ち時間均等化や安全確保に向けた考え方の提示等)
- ・国際貢献  
(ODAを活用した途上国支援等)
- ・成長戦略・経済成長  
(国際標準化、訪日外国人向け魅力発信等)
- ・防災  
(避難所のトイレ改善等)
- ・地方創生  
(地方の公共トイレ改善に向けた好事例発信等)
- ・ユニバーサルデザイン化の推進

### ネットワークについて

#### 【問題・課題を抱えた女性への情報提供】

- ・情報提供のワンストップサービス化  
(「女性応援ポータルサイト」の充実強化等)
- ・情報等を必要とする者に係る積極的情報提供  
(相談窓口等の重点的周知等)

#### 【妊娠、出産、子育て等に係る「支え合い」】

- ・マタニティ・ハラスメント対策  
(予防・対応策の強化等)
- ・国民の生活スタイルの変革  
(夏の生活スタイルを変革する国民運動の展開等)
- ・情報提供や支援の充実  
(男性の育休取得等に係る支援策の拡充等)

### 活動しやすくする工夫について

女性の置かれたシチュエーション別に、女性の「マインドセット」※を解き、活動しやすくするための民間の創意工夫について整理。  
※教育・先入観などから形成される思考様式、心理状態。

#### 【シチュエーション別の創意工夫例】

- ①子育て前(産前産後)  
(産前産後をラクにする商品、サービス提供等)
- ②子育て中(子どもが乳幼児)  
(コミュニティでの助け合い、安全・安心なキッズデザイン等)
- ③子育て中(子どもが就学)  
(子どもの孤立防止、多世代での助け合い等)
- ④介護・困難な状況  
(様々な困難をサポートする仕組みづくり等)
- ⑤ポスママ・先輩ママ  
(経験や能力を社会に活かす仕組みづくり等)

# 少子化社会対策大綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針

○平成27年3月20日閣議決定（平成16年、22年に続き、今回は3回目）

＜少子化社会対策基本法＞（平成15年法律第133号）

（施策の大綱）

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

## I はじめに

○少子化は、**個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響**。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況

○少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、**克服できる課題**

○直ちに**集中して取り組む**とともに、**粘り強く少子化対策を推進**

○**結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべき**

## II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

(1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、**社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実**

(2) **個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくる**ことを基本的な目標

※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意

(3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての**各段階に応じた切れ目のない取組**」と「**地域・企業など社会全体の取組**」を両輪として、きめ細かく対応

(4) 今後5年を「**集中取組期間**」と位置づけ、Ⅲで掲げる**重点課題**を設定し、政策を**効果的かつ集中的に投入**

(5) **長期展望**に立って、**子供への資源配分を大胆に拡充**し、**継続的かつ総合的な対策を推進**

### Ⅲ 重点課題

#### 1. 子育て支援施策を一層充実

##### ○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備

⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」

⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実

⇒今後さらに「質の向上」に努力

##### ○待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」

⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保  
⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

##### ○「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」

⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

#### 2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

##### ○経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定  
⇒若者雇用対策の推進のための法整備等
- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進  
⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設
- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

##### ○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援  
⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

#### 3. 多子世帯へ一層の配慮

##### ○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用

##### ○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

#### 4. 男女の働き方改革

##### ○男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正  
⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
- ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革  
⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
- ・男性が出産直後から育児できる休暇取得  
⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

##### ○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進  
⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援  
⇒「女性活躍推進法案」

#### 5. 地域の実情に即した取組強化

##### ○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
- ・先進事例を全国展開

##### ○「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組

## IV きめ細かな少子化対策の推進

### 1. 各段階に応じた支援

#### ○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供  
⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

#### ○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備  
⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減  
⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実  
⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止 ⇒ 企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

#### ○子育て

- ・経済的負担の緩和 ⇒幼児教育の無償化の段階的实施
- ・三世同居・近居の促進 ・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上 ⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援  
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

#### ○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育 ⇒ 教材への記載と教職員の研修

#### ○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示  
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

### 2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

#### ○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

#### ○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有  
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

## V 施策の推進体制等

#### ○国の推進体制

- ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進

#### ○施策の検証・評価

- ・数値目標を設定
- ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討

#### ○大綱の見直し

- ・おおむね5年後を目途に見直し

## 基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

### 主な施策の数値目標(2020年)

#### 子育て支援

- 認可保育所等の定員：**267万人**(2017年度) (234万人(2014年4月))  
⇒ 待機児童 **解消をめざす**(2017年度末) (21,371人(2014年4月))
- 放課後児童クラブ：**122万人** (94万人(2014年5月))  
⇒ 待機児童 **解消をめざす**(2019年度末) (9,945人(2014年5月))
- 地域子育て拠点事業：**8,000か所** (6,233か所(2013年度))
- 利用者支援事業：**1,800か所** (291か所(2014年度))
- 一時預かり事業：**延べ1,134万人** (延べ406万人(2013年度))
- 病児・病後児保育：**延べ150万人** (延べ52万人(2013年度))
- 養育支援訪問事業：**全市町村** (1,225市町村(2013年4月))
- 子育て世代包括支援センター：**全国展開** 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 **100%**

#### 男女の働き方改革(ワークライフバランス)

- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：**80%**(一) □ 第1子出産前後の女性の継続就業率：**55%**(38.0%(2010年))
- 男性の育児休業取得率：**13%**(2.03%(2013年度))

#### 教育

- 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合：**70%**(34%(2009年)) (注)先進諸国の平均は約64%

#### 結婚・地域

- 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数：**70%以上の市区町村**(243市区町村(約14%)(2014年末))

#### 企業の取組

- 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数：**44万店舗**(22万店舗(2011年))

#### 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合：**50%**(19.4%(2013年度))

■は新規の目標

## 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（案）

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

	量的拡充	質の向上 ※
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、 地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員 給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、 放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など

量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項